

令和2年12月定例会 教育長報告

行	事	表
11月24日(火)	令和2年度 全州市町村教育委員会教育長会議 (県庁第二庁舎)	
11月27日(金)	能代市教頭会 第3回研修会 (子ども館)	
11月30日(月)	能代市議会12月定例会 (~1.6日)	
12月17日(木)	社会教育委員の会議 (市役所新庁舎 会議室9・10)	
12月23日(水)	奨学選考委員会 (市役所 会議室8)	
12月24日(木)	教育委員会定例会	
1月15日(金)	令和2年度 能代市総合教育会議 (市役所新庁舎 会議室9・10)	
1月22日(金)	第13回「B&G全国サミット」 (東京)	
1月28日(木)	教育委員会定例会	

議案第51号

能代市教育委員会事務局処務規程の一部改正について

能代市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月24日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
能代市教育委員会事務局処務規程（平成18年能代市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「の上、認印を」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

提案理由

行政手続における押印の取扱いを見直すことに伴い、所要の改正をしようとするものである。

能代市教育委員会事務局処務規程 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(文書の收受)</p> <p>第18条 課長は、第16条ただし書の規定により受領した文書又は前条の規定により配布された文書を收受しなければならない。</p> <p>2 文書取扱主任は、文書を課長から受領したときは、当該文書の余白に受付印及び供覧印を押し、文書番号その他必要な事項を教育総務課長が指定した方法により登録させるとともに、その文書番号を当該受付印内に記入の上、<u>認印を</u>しなければならない。ただし、軽易な刊行物、ポスター、あいさつ状その他これらに類する文書については、当該文書に受付印を押すことで足りる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(文書の收受)</p> <p>第18条 課長は、第16条ただし書の規定により受領した文書又は前条の規定により配布された文書を收受しなければならない。</p> <p>2 文書取扱主任は、文書を課長から受領したときは、当該文書の余白に受付印及び供覧印を押し、文書番号その他必要な事項を教育総務課長が指定した方法により登録させるとともに、その文書番号を当該受付印内に記入_____しなければならない。ただし、軽易な刊行物、ポスター、あいさつ状その他これらに類する文書については、当該文書に受付印を押すことで足りる。</p> <p>3 (略)</p>

議案第 5 2 号

能代市立小、中学校管理規則等の一部改正について

能代市立小、中学校管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 4 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

能代市立小、中学校管理規則等の一部を改正する規則

(能代市立小、中学校管理規則の一部改正)

第 1 条 能代市立小、中学校管理規則(平成 1 8 年能代市教育委員会規則第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

(能代市立小中学校通学区域に関する規則の一部改正)

第 2 条 能代市立小中学校通学区域に関する規則(平成 1 8 年能代市教育委員会規則第 1 4 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「㊟」を削る。

(能代市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第 3 条 能代市文化財保護条例施行規則(平成 1 8 年能代市教育委員会規則第 4 0 号)の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 6 号から様式第 1 5 号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

提案理由

行政手続における押印の取扱いを見直すことに伴い、所要の改正をしようとするものである。

別記様式(第2条関係)

記号及び番号

年 月 日

能代市教育委員会教育長 様

能代市立

学校長

2学期制の実施について(届出)

能代市立小、中学校管理規則第2条第2項の規定により、2学期制を実施するので届け出ます。

1 2学期制を実施する課程

2 2学期制を実施する年度 年度

3 2学期制を実施する理由

4 その他

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

能代市教育委員会 様

保護者 住所
氏名



就学学校指定変更申請書

月 日付け 学校に就学の指定を受けましたが、次により、指定を変更したいので、能代市立小中学校通学区域に関する規則第5条の規定により申請をいたします。

記

- 1 児童、生徒 氏名 性別 男・女
生年月日 年 月 日生
就学する学年 第 学年
- 2 変更事項(指定学校)
変更前 能代市立 学校
変更後 能代市立 学校
- 3 変更理由

上記の申請を承認してよろしいでしょうか。

受付番 号	能教委 収第 号	決 裁			
受付 年月日	年 月 日				
区 分	可 ・ 否	摘 要			

様式第1号(第2条関係)

指 定 申 請 書

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 所在地
- 3 所有者(保持者)の住所及び氏名
- 4 所有者のほかに占有者又は管理責任者があるときは、その者の住所及び氏名
- 5 指定を受けようとする文化財の性質、形状構造及び大小
- 6 由緒及び沿革
- 7 その他参考となる事項
- 8 添付書類現状を示すキャビネ型写真(建造物の場合は、更に平面図、側面図、正面図。

史跡、名勝及び天然記念物にあつては、地域に関する地籍調書)

上記の文化財について市指定文化財の指定を申請します。

年 月 日

住 所

氏 名



能代市教育委員会 様

以下、同様に下記様式の規定中「㊤」を削る。

- ① 様式第2号 同意書
- ② 様式第6号 指定書再交付申請書
- ③ 様式第7号 滅失(損傷、紛失)届
- ④ 様式第8号 代理者選任届
- ⑤ 様式第9号 代理者変更届
- ⑥ 様式第10号 所有者変更届
- ⑦ 様式第11号 管理者氏名(住所)変更届
- ⑧ 様式第12号 所在地変更届
- ⑨ 様式第13号 修理(復旧)届
- ⑩ 様式第14号 経費補助申請書
- ⑪ 様式第15号 現状変更申請書

議案第53号

能代市就学援助支給要綱の一部改正について

能代市就学援助支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年12月24日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市就学援助支給要綱の一部を改正する告示

能代市就学援助支給要綱（平成20年能代市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1号中「世帯」の次に「における申請日の属する年」を、「前年」の次に「（1月から3月までの間に申請日の属する年度の就学援助を申請する場合にあっては、前々年）」を加え、「第3条第1項第3号の新入学用品費について入学期日前の認定に使用するとき、前々年の所得額」を「給与所得のある者又は公的年金等に係る所得を有する者にあっては、当該所得額から10万円を控除した額」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

能代市就学援助支給要綱（平成20年教育委員会告示第6号）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p><略></p> <p>別表（第2条関係） 準要保護認定基準 準要保護者の認定基準は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 児童生徒が属する世帯_____の前年_____の所得額（第3条第1項第3号の新入学用品費について入学期日前の認定に使用するときには、前々年の所得額）が、生活保護法第8条の規定に準拠して、次の算式により算定した額未満である者。ただし、資産を形成する上で一時的に所得が低下した状態にある者等準要保護者として認定することが著しく不相当と認められる者を除く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(生活扶助(1類、2類) + 期末一時扶助 + 教育扶助 + 住宅扶助 + 母子加算 + 障害者加算 + 児童養育加算) × 1.2</p> <p>(注) 生活保護基準額は原則として申請があった年度の基準を使用し、所得額については月額に直して当該年度の認定を行う。</p> <p>(2) 特別の事情により、現年度において生活の困窮を来している者</p> <p>別記様式第1号（略） 別記様式第2号（略）</p>	<p><略></p> <p>別表（第2条関係） 準要保護認定基準 準要保護者の認定基準は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 児童生徒が属する世帯における申請日の属する年の前年（1月から3月までの間に申請日の属する年度の就学援助を申請する場合にあっては、前々年）の所得額（給与所得のある者又は公的年金等に係る所得を有する者にあつては、当該所得額から10万円を控除した額）が、生活保護法第8条の規定に準拠して、次の算式により算定した額未満である者。ただし、資産を形成する上で一時的に所得が低下した状態にある者等準要保護者として認定することが著しく不相当と認められる者を除く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(生活扶助(1類、2類) + 期末一時扶助 + 教育扶助 + 住宅扶助 + 母子加算 + 障害者加算 + 児童養育加算) × 1.2</p> <p>(注) 生活保護基準額は原則として申請があった年度の基準を使用し、所得額については月額に直して当該年度の認定を行う。</p> <p>(2) 特別の事情により、現年度において生活の困窮を来している者</p> <p>別記様式第1号（略） 別記様式第2号（略）</p>

年度 就学援助申請書

※世帯で1部提出してください

年 月 日現在（申請日）

保護者 (申請者) 氏 名	<small>(ふりがな)</small> -----	電話 番号	-----						
現住所	〒 能代市								
世帯の 状 況	<small>(ふりがな)</small> 氏 名	続柄	性別	生年月日	年 齢 <small>4.1現在</small>	勤務先または学校名	学年	身障手帳等	ID <small>※記入しない</small>
		世帯主		. .				有・無	
				. .				有・無	
				. .				有・無	
				. .				有・無	
				. .				有・無	
				. .				有・無	
				. .				有・無	
				. .				有・無	
				. .				有・無	
申請の 理 由	1. 世帯総所得金額等が、認定基準額に満たないと思われるため 2. 主たる生計維持者の失業や長期入院等による無給、罹災など特別な事情があるため 3. その他 ()								

※ボールペン等消えないもので記入してください

※添付書類（6月以降の申請の場合は①の添付は必要ありません）

- ① 世帯員全員の _____ 年分の所得を証明する書類（確定申告書・源泉徴収票等）の写し
- ② _____ 年1月1日現在に他市町村にお住まいだった場合は、所得証明書
- ③ 身障手帳等（身体障害者手帳・障害基礎年金証書・養育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の写し

※下記事項をご確認ください。

- ① 就学援助受給資格の認定審査にあたって、添付書類によるほか、能代市個人情報保護条例に定める手続きにより能代市教育委員会が市の保有する税関係情報（所得情報）を確認します。
- ② 能代市社会福祉協議会で実施する各種援助事業などへの協力のため、能代市個人情報保護条例に定める手続きを経て、住所、氏名など必要最小限の内容を提供することがあります。

※裏面も必ず記入してください。

就学援助に認定された場合の援助金振込口座

- ※注意 ① 保護者（申請者）名義の口座を記入してください。
 ② 振込口座の番号や口座名義等が確認できる通帳の写しを添付してください。

金融機関名 (ゆうちょ銀行可)	銀行 組合 金庫		
支店名 (ゆうちょ銀行の場合 店番号を記載してください)	支店		
口座種別 (〇で囲んでください)	普通 ・ 当 座		
店 番 号		口座番号	
口座名義(漢字)			
口座名義(カナ)			

※下記委任状に記入してください。

委 任 状

私は、上記口座に振り込めなかった場合 又は 認定後に保護者が負担すべき学校徴収金に未納がある場合は、就学援助の受領処理に関する一切の事項を所属学校の校長に委任します。

年 月 日

能代市長様

住 所

保護者氏名

(児童生徒名：)

年度 就学援助（入学前新入学用品費）申請書

※入学予定の児童生徒1人につき1部提出してください

年 月 日現在（申請日）

保護者 (申請者) 氏 名	<small>(ふりがな)</small>	電話 番 号	— —						
現 住 所	〒 能代市								
入学予定 児童生徒 氏 名	<small>(ふりがな)</small>	入学予定 学 校 名	小学校 中学校						
世帯の 状 況 〔お子様を 含め、 世帯が 同一の方 全員分を 記入してく ださい。 続柄は、世 帯主からみ たものを記 入してくだ さい。〕	<small>(ふりがな)</small> 氏 名	続柄	性別	生年月日	年 齢 <small>4.1現在</small>	勤務先または学校名	学年	身障手帳等	※記入しない
		世帯主		. .				有・無	
				. .				有・無	
				. .				有・無	
				. .				有・無	
				. .				有・無	
				. .				有・無	
				. .				有・無	
				. .				有・無	
				. .				有・無	
申 請 の 理 由	1. 世帯総所得金額等が、認定基準額に満たないと思われるため 2. 主たる生計維持者の失業や長期入院等による無給、罹災など特別な事情があるため 3. その他 [.....]								

※ボールペン等消えないもので記入してください

※添付書類

- ・ 年1月1日現在に他市町村にお住まいだった場合は、所得証明書
- ・ 身障手帳等(身体障害者手帳・障害基礎年金証書・養育手帳・精神障害者保健福祉手帳)の写し

※下記事項をご確認ください。

- ① 就学援助受給資格の認定審査にあたって、添付書類によるほか、能代市個人情報保護条例に定める手続きにより能代市教育委員会が市の保有する税関係情報(所得情報)を確認します。
- ② 能代市社会福祉協議会で実施する各種援助事業などへの協力のため、能代市個人情報保護条例に定める手続きを経て、住所、氏名など必要最小限の内容を提供することがあります。

※裏面も必ず記入してください。

就学援助に認定された場合の援助金振込口座

- ※注意 ① 保護者名義の口座を記入してください。
 ② 振込口座の番号や口座名義等が確認できる通帳の写しを添付してください。

金融機関名 (ゆうちょ銀行可)					銀行 組合 金庫	
支店名 (ゆうちょ銀行の場合 店番号を記載してください)					支店	
口座種別 (0で囲んでください)	普通・当座					
店番号			口座番号			
口座名義(漢字)						
口座名義(カナ)						

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1号の規定については、支給年度が令和3年度以降の年度分の就学援助について適用し、支給年度が令和2年度分までの就学援助については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令の一部改正及び行政手続きにおける押印の取扱いの見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。

議案第54号

能代市立中学校部活動指導員配置要綱の一部改正について

能代市立中学校部活動指導員配置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年12月24日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市立中学校部活動指導員配置要綱の一部を改正する告示

能代市立中学校部活動指導員配置要綱（令和2年能代市教育委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

様式第3号中「㊟」を削る。

様式第4号中「印」を削る。

附 則

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

提案理由

行政手続における押印の取扱いを見直すことに伴い、所要の改正をしようとするものである。

年 月 日

能代市教育委員会 様

学校名
校長

~~印~~

年度 部活動指導員配置申請書

下記のとおり配置を申請します。

記

1 配置を希望する部活動

部活動名						
部員数	男子	人	女子	人	計	人
顧問氏名						

2 部活動指導員

フリガナ 氏名 (性別)	()	生年月日	年 月 日 (満 歳)
住所	〒		
電話番号		職業 勤務先	
指導に係る経 験・資格等			
申請理由			

様式第3号 (第8条関係)

部 活 動 指 導 確 認 簿									
学校名	部活動名		勤務日時		勤務 時間数	勤務場所	氏 名	勤務内容	備 考
	確認印	教頭	月 日	時 分					
			月 日 (曜日)	時 分	時間 分				
			月 日 (曜日)	時 分	時間 分				
			月 日 (曜日)	時 分	時間 分				
			月 日 (曜日)	時 分	時間 分				
			月 日 (曜日)	時 分	時間 分				
			月 日 (曜日)	時 分	時間 分				
			月 日 (曜日)	時 分	時間 分				
			月 日 (曜日)	時 分	時間 分				
			月 日 (曜日)	時 分	時間 分				

